

東京都木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日
24 都市建企第 1217 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日
25 都市建企第 1223 号

(目的)

第 1 この要綱は、東京都木造住宅耐震化促進事業制度要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 18 都市建企第 32 号。以下「制度要綱」という。）に基づき、木造住宅耐震化促進事業を実施する区に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 木造住宅耐震化促進事業に係る都の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 この要綱における用語の定義は、制度要綱で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第 4 補助金の交付の対象となる者は、制度要綱に基づき、木造住宅耐震化促進事業を行う区又は木造住宅耐震化促進事業を行う個人に対して当該事業に要する経費の補助を行う区とする。

(補助対象事業)

第 5 補助金の交付の対象となる事業は、制度要綱に基づき、区が行う木造住宅耐震化促進事業及び木造住宅耐震化促進事業を行う個人に対して当該事業に要する経費を区が補助する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象事業費)

第 6 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- 一 耐震診断に要する経費（簡易耐震診断、耐震診断及び補強設計に要する経費を合算した経費）
- 二 耐震改修等に要する経費（改修工事を複数回にわたって実施する場合はそれぞれの工事に要する経費を合算した経費とし、区が耐震改修等事業を行う場合には、附帯事務費を含む。ただし、建替え又は除却を行う場合は、耐震改修工事に要する費用相当分とする。）

(補助金の交付額)

第 7 都が交付する補助金の額は、次の各号により算出した交付額（千円未満切捨て）の合計額とし、かつ、予算の範囲内の額とする。

一 耐震診断に係る補助事業1件当たりの補助金の交付額

個人が当該事業を行う場合にあっては、第6第1号の補助対象事業額の6分の1以内の額かつ2万7千円以内の額、区が当該事業を行う場合にあっては、第6第1号の補助対象事業額の4分の1以内の額かつ2万8千円以内の額。ただし、区が当該事業に対して支出する補助金額から、制度要綱第5第3号の国の補助金又は交付金が財源として充当される額を控除した額の2分の1以内の額とする。

二 耐震改修等に係る補助事業1件当たりの補助金の交付額

第6第2号の補助対象事業額の40分の5.5以内の額かつ22万円以内の額。ただし、区が当該事業に対して支出する補助金額から、制度要綱第7第1号ホの国の補助金又は交付金が財源として充当される額を控除した額の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第8 この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 補助金額算出内訳書(別記第1号様式別添1)

二 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9 知事は、第8の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第10 第9の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第11 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書(別記第3号様式)に、次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 補助金額算出内訳書(別記第3号様式別添1)

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請による変更を相当と認めるときは交付決定を変更し、補助金交付変更通知書(別記第4号様式)により補助事業者に通知し、相当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、通知書(別記第5号様式)により補助事業者にその旨通知するものとする。

3 第1項の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

(承認事項)

第12 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けさせるものとする。

一 補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとするとき。

二 補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため補助事業を中止又は廃止をしようとするとき。

(変更承認)

第 13 補助事業者は、第 12 の規定による承認を受けようとするときは、次の各号のいずれかにより知事に申請しなければならない。

一 第 12 第 1 号に該当する場合

イ 経費配分等変更申請書（別記第 6 号様式）

ロ 補助金額算出内訳書（別記第 6 号様式別添 1）

ハ その他知事が必要と認める書類

二 第 12 第 2 号に該当する場合

事業の中止・廃止申請書（別記第 7 号様式）

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定した場合は承認書（別記第 8 号様式）により、承認しないことを決定した場合は通知書（別記第 9 号様式）により、補助事業者にその旨通知するものとする。

(状況報告)

第 14 知事は必要に応じ、補助事業者に対して期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告は、知事が定める期限までに状況報告書（別記第 10 号様式）により、行わせるものとする。

(実績報告)

第 15 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第 11 号様式）により、次の各号に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

一 補助金実績額算出内訳書（別記第 11 号様式別添 1）

二 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 16 知事は、第 15 の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 17 知事は、第 16 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 13 号様式）を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 18 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

- 二 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
 - 三 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - 四 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 五 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
 - 六 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象経費に達しないとき。
 - 七 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - 八 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。
- 2 前項の規定は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 19 知事は、第 18 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 第 18 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の第 1 号から第 5 号までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 18 第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- 一 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。
- 二 前号による規定の適用について、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- 三 第 1 号の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- 四 知事は、補助事業者が第 19 の規定により、補助金の返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年 10.95%の割合で計算した延納金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 五 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(補助事業の帳簿等の作成及び保管)

第 21 知事は、補助事業者をして補助事業にかかわる収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えさせるとともに、補助事業終了後 5 年間保管させなければならない。

(補助事業の実施期間)

第 22 補助事業者は、補助事業を補助を受けようとする年度の末日までに完了させるものとする。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 1 日 25 都市建企第 1223 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行前に、建築物の所有者から区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請があったものについては、改正前の要綱を適用する。